

「フランス革命における民事立法」(36)

フランス近代法研究会

二

一七八九年以来、この問題は、かつてないほど緊急性を要するものとして、国民議會に提起された。(所有権に関する)

旧制度下の議論、王権の諸行為、法と事実、これらは当然に教会財産の世俗化を導くものであった。とはいえ、聖職者は、これに抵抗した。もう一方では、国民は大胆になり、旧制度下の理論は抗争の中で、変質してしまうであろう。

国民の利益のために、聖職者財産の譲渡を主張する者たちは、法的、歴史的、また実質的な議論を展開した。その中のある者の考えは、それまでのものより説得力に欠けた、あるいは見せかけのものであったから、これらが他の人々の誤解を招き議論を引き延ばすというおそれがあった。

「フランス革命における民事立法」(36)

まず、彼らは、法律上の議論から始めた。彼らにとつて、これが最良だと思われた。それ以外の方法があつただらうか。議論を始めたのは、トレヤールやトゥーレといった弁護士たちであつた。というのも、国民議會の半数が司法官や法律家によつて構成されていたからだ。聖職者は所有権者ではない。なぜなら、使用権と自由な処分権 (*abusus*) をともなわない所有権とは一体何であろうか。なるほど、聖職者は、確かに使用権を持っている。しかし、「その享受は、すでに多くの規則によつて制限され、修正されている」。また、財産を自由に処分することに関しては、重大 (*Cas graves*) な事由がある場合にのみ、すなわち、「厳しい許可 (条件) をもつて、きわめて厳格な方式をともなつた場合によつてのみ」これが許されている。したがつて彼らは物に対する全面的な所有権

と権能を持つていない。<sup>(1)</sup>

ところで、聖職者が所有権者であるとしても、国家が相変わらず上級所有権者であることはありえないであろう。なぜなら、聖職者は一つの団体であり、全ての同業組合は法律によつてのみ、その財産を保持できるのである。団体は、擬制であり、個人のみが実在する。前者を廃止することができて、後者を消滅させることはできない。一方には、市民法に先行する自然法があり、国家は自然法に反することはできない。他方には、法的権利というのではないが、実定法しかない。これは国家が作り出したものであるが、いつでも自由に廃止することができる。団体が土地財産を所有できる権能を廃しても強奪にはならない。<sup>(2)</sup>したがって、国家は合法的に教会の聖職者の団体からその存在も財産も取り上げることができるのである。

次は、歴史的な論拠づけである。これは、教会法学者や、タレイランのような民族の法 (*droit de la nation*) の支持者にとつては最も大切なものであり、今日では、最も説得力のある論拠である。教会財産は、聖職者、教会といった特別の資格者に対してではなく、以下のような奉仕の総体、すなわ

ち、神に仕える者を養い、信仰を維持し、貧者を救済するために寄贈されたのである。ところで、それこそがまさに公役務 (*services publics*) である。国家がそれを教会から取り戻すのであれば、国家はまた同時に、それに充てられた財をも取り上げるべきである。したがって、教会財産の所有権は「国民に属するのである。というのも、国民は、寄進者の真意に従い、神が礼拝を受け取るのにふさわしいものを提供するのに必要なまたは有用な施設の諸負担を国民は負わされることを余儀なくされる」<sup>(3)</sup>。「国民が、各有資格者に対し、ほどほどの生活の糧を保障し」、管理を引き受けるならば、「寄進者のすべての意図が満たされ、あらゆる公正さが厳格に果たされたのがわかるだろう」<sup>(4)</sup>。これは、マンモルトを負担する財産の起源および目的に関する教会法理論の当然の帰結であった。その帰結は、オータンの司教によつてたいへん明瞭に定式化され、決定的な影響を及ぼすに違ひなかつた。<sup>(5)</sup>

最後に、現実の論拠づけ、すなわち (教会財産の) 世俗から生ずるに違ひない好ましい結果を論じよう。教会は、その財産を奪われれば、かつて (完全には) 排除しなかつたに違ひないであろう原初の純粹さを取り戻すことになるのである

う。教会は、自らを改革するであろう。教会は、尊厳とその道徳的權威において高まるであろう。(教会財産の) 剥奪は、教会にとつて、その再生と救済(の好機)となるであろう。同様に、特に国家にとつては、それは救済となるであろう。国家の窮迫がその財産の譲渡を要求している。国民の利益よりも上位にある利益はない。一〇万人の個人(聖職者)の特殊な利益は、二千六百万人の利益に相応するとはいえないであろう。社会全体が再生するであろう。すなわち、団体(corps)と呼ばれる「反社会的」なこれらの諸機構(institutions)は、もはや消滅するであろう。貧困および物乞いは、消滅するであろう。農業は活性化し、公債(credit public)の信用は回復するであろう。これらの大きな成果に比すれば、ごく僅かな人間の贅沢や過剰(な富)はどれだけの意味があるのであるか。福音書そのものは、贅沢や過剰を認めていない。<sup>(6)</sup>ところで、部分的に留まるが先例はある。すなわち、国王は極度の必要に依りて教会財産を奪つた。国民および国民議会の権力は、国王以下であろうか。<sup>(7)</sup>

上級聖職者の大部分、そして若干の法律家、たとえばカミユのような人々は、古来からのあらゆる所有財産を尊重して

おり、全く正反對の議論によつて反撃した。

まず第一に、彼らはトゥーレやトレヤールの哲学的議論を打破することに専念した。なぜに団体と個人とを区別しなればならないのか。いずれも社会の意思である法によつて、あらゆるものの存在と所有権を与えられるのである。所有権が自然法に由来する場合にのみ、トゥーレの区別は、正当であろう。しかし、カミュは、ルソーとミラボーの革命理論を継承して、所有権は、社会に由来する法から成り立つものであると断言している。それゆえ、団体も、個人も同一の資格において所有者なのである。「この点において、(両者は)同一の分類(classé)に属し、もし国民が、それらの所有権が法律に基づいているのであるから、国民が団体から所有権を奪うことができるとするならば、同様に個人からも同じ理由でその所有権を奪うことができる」。ここがミラボーと分かつ点であるが、他方、すべての者が個人の諸権利を保障するという点において一致していた。それ故に、異なつた対応をすることができないであろう。正当な理由がなく、個人から生命あるいは権利を奪い取ることはできない。<sup>(8)</sup>カミュは、法の観点から団体と個人を同一視している。他の人々、例え

ばユゼスの司教であるド・ベティジの<sup>①</sup>ように、この同一視をさらに進め、団体の実在性をも肯定した。しかし、プラトーンと同じくらい古くさい議論なので、大きな影響力を持たなかった。確かなことは、カミュのおかげで、トゥーレやトレヤールの哲学的推論は、表面的であることがわかった。巧みに状況を考慮した推論であるが、個人的所有の起源に関する革命的理論とは対立する。

タレイランの史実に基づく論拠は、前述のものよりはるかにゆるぎないものであった。それにもかかわらず、それらは更なる議論を呼び起こした。誰が教会の財産の所有者であるのか。所有者は、団体としてみなされる聖職者ではない。そのことは、すべての人が認めていた。モーリ、カミュ、ドゥ・モンロジエが言っているように、土地の所有者は、それが寄進された各教会、各施設である。<sup>⑩</sup> 寄付を裏付ける証書や権利書が存在する。これこそが事実である。法律は、教会が土地財産を取得することを容認し、特別の財団として承認した。これこそが法である。事実と法は一体となり、一三〇〇年にもわたる土地所有が堅持された。

証書を湮滅し、寄進者の明示の意思を無視し、かくも長き

にわたる所有権を無効とすることができようか。おそらく、寄進は、明らかに貧しき者たちを援助するという条件でなされたものである。すべての議員の発言はこれを認めている。しかし、彼らの意見では、寄進された財産は、全ての人を対象とし、また普遍的かつ永久的職務のためのものではない。それは、証書に記載されたある特定の教会、修道院、施設に對してなされたものである。寄進の証書には「すべての特定のものである」<sup>⑪</sup>と記載されていた。彼らは、寄進の前提となり、またその寄進の願望の目的でもあった着想というものをもはや考慮しようとはしなかった。羊皮紙に記載されている文言のみを文字どおり解釈するのみとした。それはすなわち、古くからの教会法の理論では、寄進者の財産は必然的に国民に引き渡わたされることになっている。そこで、彼らは国民を変換することによってのみその財産を保全することが可能であった。彼らはその通り実行した。彼らは、(寄進者の)心を置きざりにすることによって、文言のみを残そうとした。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻(有斐閣、一九六〇年)、「ゴデシヨ(瓜生洋一他訳)『フ

ランス革命年代記』(日本評論社、一六八九年)、Grand  
Dictionnaire universel du XIXe siècle, Paris. Petit Robert II  
SML-le Robert 1980. Grand Dictionnaire Encyclopédique  
Larousse.

を参照した。

また、訳文中( )を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

#### 訳注

① Behnisy de Mezieres, Henri—Jules de.

一七四四(メジエール)——一八一七(ロンドン)。二世紀以来のピカルデーの名門貴族に生まれる。サンシユルピス神学校を終えて、一七六九年にパリ大学法学士。一七八〇年、ユゼスの司教となる。全国三身分会議には、ニームの聖職者身分から選出。一七九二年、ブリッセル、ついでオランダに亡命。九三年一時パリに戻ったが、再びロンドンに去り、その地から自身の司教区と、ルイ一八世と連絡をとり、覚書、声明等を送る。一八〇一年のナポレオンの教皇ピオ七世との政教条約による辞任に同意せず、〇四年にはロンドンにいた他の非聖職派の司教たちと声明に署名した。また帝政の間、英国政府にフランス聖職者の援助を求める責任者でもあった。一八一四年帰国したが冷遇され再びロンドンへ戻った。一八一六年辞任を求めるルイ一八世に反対意見を送り、フランスの新聞にもこれを公表した。教皇の教権を認めることには、同意したが、死に至るまで、あくまで政教条約を認めなかった。

(代表) 白石裕子、会員 今村与一、瓜生洋一、江藤价泰、  
貴田 晃、森田悦史 五十音順)